

令和6年度

**第21期第25回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和6年10月18日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和6年10月18日(金) 午前10時00分から11時02分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 議案1 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について(伊賀川漁業協同組合)
- 2 議案2 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提案項目について
- 3 報告事項1 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答について
- 4 報告事項2 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の結果について
- 5 その他
 - (1) 第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱い方針等の一部改正について
 - (2) 次回の委員会日程等について

出席委員

浅尾 和司	大瀬 公司	垣外 昇	中本 恵二	井上 亜貴
加治佐 隆光	三輪 理	河村 功一	金岩 稔	

欠席委員

笠見 和彦

事務局

事務局長	小林 智彦
主幹	藤原 正嗣

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(漁業調整班)

主幹兼係長	林 茂幸
主任	福田 遼

傍聴者

なし

計 13 名

○浅尾会長

ただ今から第 21 期第 25 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数 10 名中、欠席は 1 名笠見委員、出席委員が 9 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、中本委員、金岩委員にお願いします。本日は傍聴人はみえません。

発言にあたっては、議長に発言を求めているいただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは議案 1 「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料 1 の 1 - 1 ページをご覧ください。

議案 1 につきましては、令和 6 年 10 月 9 日付け、農林水第 24-4188 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

内容は伊賀川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（福田主任）

1 - 1 ページが諮問書で 1 - 2 ページが今回の遊漁規則変更認可申請に係る改正の概要と審査の内容について取りまとめた参考資料です。詳細は 1 - 3 ページから 1 - 5 ページの新旧対照表で説明させていただきます。今回改正する内容は、アンダーラインを引いているところです。1 - 3 ページの第 5 条に 1 - 2 ページの改正の内容の①が反映されています。

改正の理由は伊賀川漁業協同組合では、令和 5 年度よりあまご発眼卵放流をしており、ふ化したあまご稚魚を保護するために、放流した場所より上流を禁漁としたいということです。なお、実際禁漁区とする範囲としては、1 - 6 ページで地図上に示しております。

1 - 4 ページの第 7 条により 1 - 2 ページの改正の概要の 2 が反映されております。おいかわ、こい、ふなについて、現行 1,000 円の年券を 3,000 円に値上げし、新たに 1,000 円の日券を新設します。1 - 5 ページに 1 - 2 ページの改正の概要 3 が反映されています。1 - 7 ページと 1 - 8 ページは、組合から県に提出された遊漁規則変更認可申請書と理由書です。1 - 9 ページから 1 - 14 ページは行使規則です。今回委員会で諮問しているのは、遊漁規則ですが参考までに添付しています。

1 - 15 ページが今回提出された行使規則の新旧対照表です。行使規則でも遊漁規則と同じ範囲を禁漁区域として設定しています。漁業権行使規則も同日付けで変更申請をいただ

いており既に県の認可を得ていることを申し添えておきます。1－2ページも審査の内容としていますが、関係法令の抜粋をしておりますので参考にしてください。

説明は以上です。

○浅尾会長

それでは、ただいま説明のありました議案1について、ご審議をお願いします。
何かご意見はございませんか。

○金岩委員

非常に細かいことで申し訳ないのですが、1－3ページの「下記の区域に於いては」の於には行使規則とあわせて、ひらがなの「お」にした方が良いのではないかと思います。

○水産資源管理課（福田主任）

禁止区域の一番上の行の「下記の区域に於いては」の「お」の部分は、ひらがなに訂正させていただきます。

○浅尾会長

それでは訂正をお願いします。この行使規則には第1図があるのですが、遊漁規則にもあるのですね。

○水産資源管理課（福田主任）

1－14ページの資料のことですか。遊漁規則の一番後ろに付いています。

○浅尾会長

もうすでに付いているのですね。
ほかにご意見はございませんか。
ないようでしたら、議案1につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案1については、先ほどの訂正をしていただいた上で適切であると認め、その旨答申いたします

続きまして、協議事項1「令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提案項目について」を協議します。

なお、この協議については、次の報告事項1「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答について」を受けての協議となりますので、あわせて事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料2をご覧ください。

令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提案項目について、大まかな流れを説明させていただきます。

9月6日に開催しました第24回委員会でも報告させていただきましたが、5月31日に東京都で開催されました令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会において、令和6年度提案書案が承認されました。

その令和6年度提案を6月27日に行い、関係省庁からの回答が報告事項1にございます。その回答を受けて、全国内水面漁場管理委員会連合会事務局から令和7年度の提案項目の素案が今回示され、その内容への意見、追加提案項目等を本日協議していただくものです。

資料3にある報告事項1の関係省庁からの回答の内容は、資料2の令和7年度提案項目案の表内に令和6年度提案と回答、状況等の欄に転記されていますので、資料3の説明は、省略させていただきますが、連合会事務局からIV河川湖沼環境の項目で3-12ページの4、3-13ページの5、3-15ページの8、この3つの提案項目に対する農水省の回答・状況が資料2の2-15ページから2-19ページにかけて、記載漏れがあったと連絡がありましたのでご了承ください。

まず資料2の2-25ページをご覧ください。別紙2として、提案項目作成にあたっての考え方が示されており、令和7年度の提案項目は、「実効性のある提案」を方向性として進めるべく、検討をお願いしたいとなっています。

2-3ページの提案書前書きのあと、2-4ページから2-24ページまで大項目7つで構成されています。

令和7年度提案項目素案は、中央省庁からの回答を反映したり、現状を踏まえて、一部見直しされた内容となっています。

また、2-28ページから2-36ページにあります例年実施しています提案項目に係るアンケート調査別紙4の依頼が2-38ページのとおりきています。

こちらは現在、関係機関及び各漁協へ照会させていただいているところです。後日、全国のアンケート結果が発表された際に、委員会で報告させていただく予定です。

令和7年度の提案項目に戻りますが、取りまとめスケジュールが2-37ページにございます。中日本ブロック協議会幹事の山梨県へ意見を提出して、11月14日、15日開催の中日本ブロック協議会において、意見を決定し、全国内水面漁場管理委員会連合会へ報告します。

その後は、令和7年3月の漁場管理対策検討会、役員会、令和7年5月の通常総会を経て、令和7年6月又は7月に各省庁に対し、提案行動を実施する流れとなっています。

このあと、令和7年度提案項目素案に関し、ご協議いただくわけですが、今年度はもう1点、2-1ページの依頼文書中段の下線部分のとおり、7つの項目のそれぞれ小項目のうち1つから3つ優先的に解決を望む重点課題として、強く要望するため2-26ページの別紙3についても提出するよう依頼がありました。そのため、本日委員会での協議がスムーズに運ぶように、令和7年度提案項目素案に関するご意見とあわせて委員の皆さまにメールでご意見をお伺いしました。

事前にいただきましたご意見をもとに、事務局で作成しました案について説明させていただきます。

まず、令和7年度提案項目素案に関する意見として2点ご意見をいただきました。2-41ページをご覧ください。カワウによる食害軽減の項目で素案の下線部分が読みづらい表現となっているとの意見です。

もう1点は、2-42ページの河川湖沼環境保全の濁水現象について、漁協の視点から濁度と漁業被害の関係性に触れ、下線部分を追記してはどうかという意見です。

私からは以上です。2-43ページの別紙3重点課題の事務局（案）については、小林事務局長から説明をさせていただきます。

○浅尾会長

それでは、小林事務局長から別紙3重点課題の事務局案について説明をお願いします。

○事務局（小林事務局長）

全国内水面漁場管理委員会連合会事務局から提案項目の中から重点的に提案を行う項目の選定を依頼されていますので、事務局案として2-43ページの選定案を作成しました。

I. 外来魚対策についての提案項目は、資料2-4ページから2-6ページでカテゴリーが3つの中から1つを選定する必要があります。各項目の概要は、1が駆除技術の開発とその技術の普及とその予算確保、2は特定外来生物法の周知、取締強化とその予算確保、3はダムや灌漑用ため池での駆除、発生抑制、新たな外来生物発見時の早期駆除です。

ここでは、年度当初に「釣り上げた外来魚を生きたまま元の水域に放流することを禁止する」再放流の禁止について要望書の提出があったこと、特定外来魚の密放流防止には取締り強化が必要であるということを検討し、2を選定しました。

II. 鳥類による食害対策についての提案項目は資料2-7ページから2-8ページにあり、3つカテゴリーから1つを選定します。1が実効性のある国主導のカワウ対策、2はサギ類の防除対策、3は組合が行う駆除等の支援事業の充実です。事務局案としては1を選定しました。カワウについては、県域を越えて移動する個体もあること、令和5年までに半減させる目的が達成されずに見直されていること、1には国の十分な支援を求めている記載があり、3の支援事業の充実も内包できると考え、理由欄の記載としました。

III. 魚病対策については、資料2-9ページから2-11ページで提案項目の3つから1つ選定する必要があります。1は全国的な防疫体制の構築と全国河川における調査、2はKHV対策、コイヘルペスとして行っている公共用水域での放流、移植、持ち出し制限の解除、3は効果的な医療品開発です。事務局案としては3を選定しました。放流種苗の魚病対策は放流前の段階で行うことが重要と考え、放流後では投薬等を行うことは現実的ではないので種苗生産段階で使用できる効果的な医療品開発が最も必要と考えました。

IV. 河川湖沼関係の保全については、8項目から4つを選定する必要があります。1は土砂流木の除去、防除、水源涵養林の整備、水辺環境の再生、2は水産生物の保全に係る水質環境基準、3は河川整備に関して災害に強く水生生物の生息に適した川づくり、4は外来藻類に関する異常繁茂の原因究明、防除方法の開発と除去、5は河川の多面的機能に係る啓発活動と利用に係るマナーの徹底、6は濁度基準化、濁水対策施設の整備とダム設置

者による調査、7は天然あゆに関する調査研究、8は気候変動に関する知見の整理です。事務局案としては、1、2、3、5を選定しました。渇水期と降雨期の大きな流量変動を緩和するためにも、水源涵養林の考え方は重要と考え1を水質環境基準について、窒素、リンのみならず、流量や水温、濁度の要素も盛り込めば項目6、8を内包できると考えて2を河川整備のなかで災害対応や生物生息に適した川づくりの項目として3を選定、この項目では、天然あゆの調査研究を求める7についても波及していくものと考えました。最後に多面的機能の普及啓発項目として5を選定しました。

V. 放射性物質対策については、資料2-20ページから2-21ページで、3項目から1項目の選定です。1は汚染状況の長期的な把握、2は河川・湖沼を除染の対象外とした経緯や根拠の説明と周知、3は放射性物質の蓄積メカニズムと低減プロセスの解明です。

この項目については原発事故の影響が大きい東北関東の県の意見が重要と考えられるので、空欄とすることも考えましたが、事務局案としては、放射性物質の蓄積メカニズムと低減プロセスの解明を求めることにより、1、2を内包できると考え、3としました。

VI. うなぎの資源回復については、資料2-22ページから2-23ページで4項目から2項目の選定です。1は関係諸国、都道府県及び関係団体と連携した資源管理体制を機能させること、2はシラスウナギの流通透明化と実効性のある組織横断的な取締りの実施、3はうなぎに係る調査研究の推進と放流手法の確立と放流体制の構築、4は大量生産技術の実用化です。1と2は、資源管理体制を機能させるには取締体制の強化を伴うと考え、1を選定。3と4を比べた場合、内水面漁業に係る団体からの要望としては、3が妥当と考えました。

VII. 内水面漁場管理委員会制度については資料2-24ページで2項目から1つを選定します。1は、内水面漁場管理委員会制度の堅持、2は交付金の維持、確保です。制度については、漁業法のなかで規定されており、法改正等がない限り、体制は維持されると考えますが、交付金の維持確保については要望していく必要があると考え、2を選定しました。

別紙3の事務局（案）は以上になります。

○浅尾会長

それでは、まず2-41ページと2-42ページの令和7年度提案項目に関する意見（案）についていかがでしょうか。

なにかご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて、2-43ページの重点課題の事務局（案）について、何かご意見はございませんか。

○金岩委員

IV河川湖沼関係の保全啓発のところですが、1と3は取りまとめられるのではないかと思います。3の内容も1にかなり近い内容なので、1と3はどちらか一方にして代わりに7を加えてはどうかと。天然あゆの遡上というのは、経済的に強力な漁協を作るためにも重要な課題だと思います。

○浅尾会長

ただいまご意見ありましたけども、ほかの皆さんのご意見はどうでしょうか。

それでは、重点課題についての事務局案について河川湖沼関係の保全啓発で1と3が似通った項目であるので、どちらにまとめたらよろしいですか。

○金岩委員

3は災害側に具体的になっていて、1は網羅的という感じですが、1の方が良いかなと思います。あと水産庁で天然遡上のあゆを重視したマニュアルも公表されていて、継続的に行ってほしいという意図もあるので7を入れたいと思います。

○浅尾会長

それでは今のご意見のとおり、河川湖沼関係の保全啓発のところでは重点課題として、1、2、5、7にさせていただくということによろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

それでは重点課題については、そのように修正して提案させていただきます。

先にお諮りした2-41ページと2-42ページの提案項目の追加、提案項目についての意見については、この事務局案のとおりによろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

ないようでしたら、2-41ページと2-43ページの意見については、事務局案のとおり提案させていただきます。

続きまして、報告事項2「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料4をご覧ください。「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会」が令和6年10月4日13時30分からWeb併用で開催され、当委員会から金岩委員と事務局の葛西が出席しました。

資料4を1枚めくっていただいた裏面に次第がございます。「赤字にならない！アユの漁場づくり」を国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所の坪井純一主任研究員が「放流に頼らない増殖－志賀高原雑魚川の事例紹介－」を長野県水産研究試験場の小松典彦研究員が講演されました。

坪井講師の資料は、4-1ページから4-11ページで天然アユをいかに増やすかをテー

マに、小松講師の資料は4-12ページから4-20ページで放流以外の経費のかからない漁場管理等が紹介されました。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

金岩委員におかれましては、研修会に出席いただきありがとうございました。ご感想やご意見等あればお願いします。

○金岩委員

大変ためになる話でありましたが、現在三重県には、ミズワタクチビルケイソウがまだ侵入していないと思います。この状況を続けていくために、既に入っているところの対策が非常に参考になると思います。各漁協もちろん承知していると思いますが、最新かつ効果的な対策を周知した上で三重県内への侵入を防ぎ続けることが一番重要かと思います。資料4-18ページで雑魚川における分布がどのように変化していったかを示しているのですがこのように対策をしても、一旦入ってしまうと凄い勢いで広がっていくことが示されていて、入ってからの対策だと難しいので入る前の対策が大事だということを改めて思いました。この委員会からでもそういうメッセージを寄せられれば、良いのではないかと思います。

○浅尾会長

三重県には、まだミズワタクチビルケイソウは入っていないのですか。

○金岩委員

我々が知る限りではまだ入っていないです。あやしいという情報もありましたが実際に実物の確認は今のところされていないです。例えば環境DNAの調査やモニタリングして入ったらすぐにつぶすことが具体的な方法なのですが。そのためには予算措置も必要になりますので、知事へのアドバイスな部分としては、そういうことをやっておいた方が良いという部分はあると思います。特にあゆには、大きなダメージを与えますので、一旦入ってしまうと本当に大変だと思います。

○浅尾会長

ありがとうございました。

続きまして、その他事項(1)「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱い方針等の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(藤原主幹)

資料5をご覧ください。あまご発眼卵放流に関する目標増殖量の取扱いを小委員会と本委員会で審議を重ね、前回9月6日の委員会で「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱い方針について」と「目標増殖量に係る増殖実施報告要領」の一部改正を決議していただきました。

資料5の5-1ページをご覧ください。9月6日付け、会長名で各漁業協同組合及び内水面漁業協同組合連合会へ通知文書を発出しましたことを共有させていただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明になにかご意見等ございませんか。

なければ、その他事項(2)「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(藤原主幹)

皆さま方第21期の委員の任期は、来月末までとなっています。特に緊急の議題等がなければ本日が最後の開催となる見込みです。

なお、第22期の第1回委員会は、12月上旬の委員任命式終了後に開催させていただく予定です。

議題は、会長及び会長職務代理者の選出です。新委員の皆さまには後日連絡させていただきますので、よろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明について、なにかご意見等はございませんか。ただいま説明していただいたとおり、第21期の委員会は、今後緊急の議題等がなければ、本日が最後ということになります。合計25回の委員会と小委員会や公聴会を開催していただきました。本当に皆さまありがとうございました。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。